

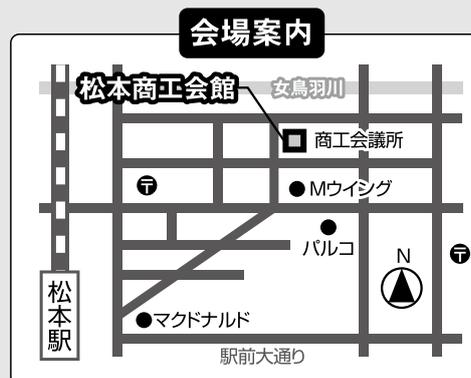
# 社労士による 労務セミナー

「今まで大丈夫だったのに…」

法改正によって今の対応が違法になってしまう場合があります。  
政府の進めている働き方改革へ対応するために、事前に学んでみませんか？

**全4回** 平成30年 **1/23** 火・**30** 火・**2/6** 火・**13** 火  
**〈研修時間〉 13:30～16:30 (13:00受付開始)**

- 場 所 松本商工会館 2F研修室  
 対 象 者 事業主および人事・労務担当者対象  
 定 員 **20名**  
 受 講 料 **10,000円**(テキスト、消費税含む)  
 申込締切 **平成30年1月16日** 火  
 申込方法 裏面申込用紙に記入の上、FAXまたはメールにてお申込ください。  
 主 催 松本商工会議所・松本市中小企業能力開発学院



カリキュラム		
	日 時	主な内容
1日目	1/23 火	いよいよ始まる「無期転換ルール」への対応 講 師：社会保険労務士 <b>山本 綾子 氏</b>
2日目	1/30 火	人手不足対策のひとつ「高齢者雇用」の方法 講 師：社会保険労務士 <b>長谷川 千晃 氏</b>
3日目	2/6 火	長時間労働問題から考える「労働時間」の基礎知識 講 師： <b>山本 綾子 氏</b>
4日目	2/13 火	早めの準備が求められる「同一労働同一賃金」対策 講 師： <b>長谷川 千晃 氏</b>

↑ FAX(0263)32-1482 ↑

## 社労士による労務セミナー申込書

申込日 平成 年 月 日

事業所		電話	
事業所住所	[〒 - ]	FAX	
送付先住所	[〒 - ]		

	受講者氏名	生年月日	雇用保険被保険者番号 雇用保険被保険者証コピーを必ず添付してください ※健康保険被保険者証コピーではありません
1		S H 年 月 日	- -
2		S H 年 月 日	- -
3		S H 年 月 日	- -
4		S H 年 月 日	- -
5		S H 年 月 日	- -
6		S H 年 月 日	- -
7		S H 年 月 日	- -

[受講料支払予定日: 月 日] [支払方法: 窓口 ・ 振込 ]

### お申込方法

- 受講申込書にご記入の上、直接窓口にお越しいただくか、FAX・郵送等によりお申込みください。
- 受講料は申込締切日までに当所窓口でお支払いいただくか、下記口座へお振込みください。  
【振込先口座】 八十二銀行 松本営業部 (普通)343353 名義「松本市中小企業能力開発学院」
- 振込手数料は貴社にてご負担ください。
- ご入金を確認でき次第「受講確認票」を発行いたします。
- 「受講確認票」は窓口でお支払いの場合は、その場でお渡します。お振込みの場合は郵送します。
- 一旦入金された受講料は返金いたしません。

★本講座は、国の職業能力開発促進法の規定により受講料の補助を受けて実施しているため、受講対象者は雇用保険被加入者(若しくは労働者災害補償保険特別加入者)であることが前提となります。会社に雇用されている方は、個人的に受講される場合でも、必ず雇用保険事業所番号(会社)及び雇用保険被保険者番号(受講者)をご記入の上、被保険者証コピーを添付してお申込みください。

☆ご記入いただいた情報は、当所から受講者への各種連絡・情報提供及び受講者名簿の作成等本講座運営のみの目的で使用いたします。

### ■ お問い合わせ 松本商工会議所の研修センター 松本市中小企業能力開発学院

〒390-8503 松本市中央1-23-1 松本商工会議所 中小企業振興部 経営支援グループ 福島・岡村  
TEL 0263-32-5350 FAX 0263-32-1482  
URL <https://www.mcci.jp/> E-mail [gakuin@po.mcci.or.jp](mailto:gakuin@po.mcci.or.jp)